

台風襲来に伴う暴風（特別）警報発令時の登校等について（周知）

みだしの件につきまして、下記のとおり周知いたします。暴風（特別）警報が発令された場合、また解除された場合には、以下の内容に基づき、かつ安全を確保したうえでの登校が図られますよう、ご協力をお願いいたします。

記

1 暴風警報発令に伴う生徒の臨時休業の取扱いについて

- (1) 暴風（特別）警報が八重山地方に発令された場合、臨時休業となる。
※ 警報の発令は、気象庁HP、テレビ・ラジオ等の報道で確認すること。
- (2) 登校後、暴風（特別）警報が発表された場合には、速やかに臨時休業となる。但し、暴風（特別）警報が発表前でも当該区域の状況に応じ、校長の判断により臨時休業となる場合がある。

2 臨時休業の周知について

- (1) 県教育委員会ホームページに当該区域の臨時休業を掲載する。
- (2) 本校ホームページに臨時休業を掲載し、スクリレや各学年 Teams で通知する。
(※ただし、停電の場合は対応不可)
- (3) 県教育委員会によるテレビ・ラジオ等を通じた臨時休業情報を確認する。なお、「警報解除に伴う登校」は下記3で確認すること。

3 警報解除に伴う登校について

- (1) 暴風（特別）警報が解除された場合は、自宅及び通学経路の安全を確認しつつ、登校するものとする。この場合原則として解除後より始業するものとし、その目安を裏面に記載する。
- (2) 暴風（特別）警報の解除が、12時以降に行われた場合、引き続き臨時休業となる。
- (3) 校長は非常変災その他急迫の事情があるときは、休業の処置をとることがある。

4 生徒の安全確保について

- (1) 登校前の注意
テレビやラジオ等で台風情報について確認する。
- (2) 暴風（特別）警報発令後及び解除後の登下校の注意
通学路の安全確認を十分に行い、風雨が強いいため、落下物や足下等に十分気をつける。
また、車両などに注意を払い、交通事故にも気をつける。
- (3) 台風で休校の場合は、自宅待機とする。屋外に出歩かず、特に海岸には、絶対に行かないこと。
- (4) 石垣島周辺離島へ帰島した生徒については、航路・空路が再開次第、すみやかに戻ること。

台風時の登下校について（詳細）

沖縄県立八重山商工高等学校 全日制

1. 暴風警報が発令された場合

(1) 暴風警報発令が登校前の場合→生徒は登校しない。(臨時休校)。

(2) 暴風警報発令が登校後の場合→学校長の指示で生徒は下校する。

※ 生徒の下校については、台風の勢力、進路、速度等や校時、教室等の台風対策などを勘案して、下校時刻を校内放送・SHRで生徒に伝える。

2. 暴風警報が解除された場合

(1) 午前6時までに解除された場合

- 8：45までに登校する。

以降はSHR10分・通常授業

(2) 午前8時までに解除された場合

- 9：55までに登校し2校時から授業を行う。

(3) 午前9時までに解除された場合

- 10：55までに登校し3校時から授業を行う。

(4) 午前10時までに解除された場合

- 12：35までに登校し4校時から授業を行う。

(5) 正午までに解除された場合

- 13：35までに登校し5校時から授業を行う。

(6) 正午以降に解除された場合

- 終日休校

- ✓ 暴風警報の発令・解除は各自、テレビ・ラジオ等で確認すること。
- ✓ 学寮の閉・開に伴う寮生の登下校については、関係交通機関の状況に応じて判断する。